

2016年9月15日

大阪府立北大阪高等職業技術専門校
校長 島岡 弘行 様

自治労府職労働支部北大阪技専校分会
分会長 水谷 浩章

分 会 要 求 書

組合員の生活と労働条件の向上をはかり、進展性のある職場づくりを目指すため、当分会組合員の総意により、下記のとおり要求する。

記

1 従来からのよき労使慣行は尊重すること。

2 職員の労働条件に関するここと

(1) 「超過勤務手当は、勤務実態に合わせて、100%実費支給すること。」の内容は、分会要求として要求してきた通りである。

一方で、通常勤務終了後に時間外勤務を行なう場合は、時間外勤務に先立って、15分間の休憩を取得することとされているが、連続して業務がある場合などは、実態として休憩時間を取得できない可能性もある。

こうした実態を解消し、職員が休憩時間取得できるよう配慮すること。

また、緊急の時間外勤務が生じた場合など、休憩時間の取得ができない状態が生じた時は、必要な対応を行なうこと。

(2) 今後締結される3・6協定などを含め、職員全員が納得して働く職場づくりと、職員全員のやる気の向上に繋がるよう、充分な配慮に努めること。

3 勤務・労働条件に影響をおよぼす内容については、速やかに提案し、分会と合意のうえ事業を実施すること。

以上